

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）抄

（破線で囲んだ部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第三条関係）			
法令名	条項	法令名	条項
〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）	〔略〕	政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）	〔同上〕
家計調査規則（昭和五十年総理府令第七十一号）	第十条第三項及び第十一条		
危険物保安技術協会に関する省令（昭和五十一年自治省令二十六号）	〔略〕	危険物保安技術協会に関する省令（昭和五十一年自治省令二十六号）	〔同上〕
〔略〕	〔略〕	〔同上〕	〔同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。			